

第1章 総則

(名称)

第1条 当クラブは「パラモータースポーツクラブ」略称 PARAMO・パラモという。

(事務局)

第2条 当クラブの主たる事務局を東京都青梅市二俣尾3-960-2に置く。

(目的)

第3条 当クラブは身体障害者のモータースポーツ活動を総合的に支援すると共に、当クラブの活動に賛同する幅広い市民による自由なボランティア活動を振興することによって、共生社会を発信し、又広く社会に対して啓発する事業を行う。

(事業の種類)

第4条 当クラブは第3条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- ①クラブ組織の運営
- ②身体障害者のモータースポーツ活動の振興に係る事業
- ③身体障害者の安全なモータースポーツ活動の振興に係る事業
- ④身体障害者の自動車運転全般に関する調査研究事業
- ⑤身体障害のあるスポーツ選手のマネジメント事業
- ⑥障害者福祉、障害者スポーツ及び人権等に関する講演活動
- ⑦その他、第3条の目的に資する事業

第2章 会員

(会員種別)

第5条 このクラブの会員は次の4種とする。

- (1) エキスパート会員
- (2) レーシング会員
- (3) 一般会員
- (4) ボランティア会員

(入会資格)

第6条 上記(1)(2)(4)については、以下の資格を満たすことが入会の資格となる。なお、会員種別は重複して登録することが出来る。

- (1) エキスパート会員 身体障害者手帳受給者で、なおかつ JAF ドライバーライセンスを、正規な手続きにおいて取得しているもの。
- (2) レーシング会員 A、身体障害者手帳受給者で本人の障害が正確に反映されたうえで適正に免許更新手続きが行われている自動車免許を保有する者。
B、FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 L 項、ドライバーの身体検査に関する規則第1条 1,5a に該当する以下の疾病がある方は参加不可となる。

○日常行動に影響のあるてんかん。または治療中のてんかん。

C、FIA モータースポーツ競技規則付則 L 項、ドライバーの身体検査に関する規則第 1 条 1,5b に該当する以下の疾病がある方は、医師の診断書の提出が必要。

○インシュリン治療を必要とする糖尿病○心筋梗塞、心筋の虚血、心臓弁膜症、その他心臓血管の異常状態○精神疾患（高次脳機能障害を含む）

- (3) 一般会員 身体障害者手帳を受給する者。自動車免許の保有の有無は問わない。
(4) ボランティア会員 当会の活動に賛同し、スタッフとして参加を希望するすべての方。

(入会)

第 7 条 第 6 条の条件を満たしたうえで、以下の手続きによって入会申込みが出来るものとする。

- ① 会長が定める入会申込書、または WEB サイトの申込フォームに必要事項を記入し申込みものとする。
- ② 会長は前項の申し込みがあったとき、正当な理由が無い限り入会を認めなければならない。
- ③ 会長は入会を認めない時は速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第 8 条 会員種別ごとに以下の入会金及び会費を納入しなければならない。

- (1) エキスパート会員 入会金無料。年会費 1,000 円（消費税別）
- (2) レーシング会員 入会金 5,000 円。会員証発行料 2,000 円。年会費 1,000 円（各消費税別）
- (3) 一般会員 入会金及び年会費無料
- (4) ボランティア会員 入会金及び年会費無料

(会員資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣言を受けたとき。
- (3) 継続して 1 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、会長が定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この会則に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2、前項に規定により会員を除名しようとする場合は議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第 3 章 役員

(種別及び定款)

第 12 条 この会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名
- (4) 監事 1 名

2、理事のうち1人を会長とし、1人を副会長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、全てのエキスパート会員及び全てのレーシング会員で構成する総会にて選任する。

2、会長及び副会長は理事の互選とする。

3、監事は、理事の職を兼任できない。

(職務)

第14条 会長はこの会を代表し、その業務を総理する。

2、会長以外の理事は、会の業務について、この会を代表しない。

3、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときには、その職務を代行する。

4、理事は理事会を構成し、その定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この会の業務を執行する。

5、監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この会の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事案があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況またはこの会の財産の状況について理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2、補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれ前任者または元任者の任期の残存期間とする。

3、役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2、前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第18条 役員は報酬を受け取ることができる。

2、役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3、前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条 この会の会議は総会及び理事会の2種とする。

2、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会はエキスパート会員及びレーシング会員によって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) 役員の職務
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は毎年1回開催する。

2、臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は前条第2項第2号の場合を除いて、会長が招集する。

2、会長は、前条第2項第1項及び第2項の規定による請求があったときには、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3、総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は会長が担う。

(総会の定足数)

第25条 総会は参加資格を持つ者の二分の一以上の出席が無ければ開催することは出来ない。

(総会の議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の 2 分の 1 以上の同意により議題とすることができる。

2、総会の議事は、この会則に規定するもののほか、総会出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での評決権等)

第 27 条 各会員の表決権は平等なものとする。

2、やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3、前項の規定により表決した会員は、前 2 項及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したとみなす。

(総会の議事録)

第 28 条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選出に関する事項

2、議事録には議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が記名押印または署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 30 条 理事会は、この会則に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 31 条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により召集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は会長が招集する。

2、会長は、前条第 2 項の規定による請求があったときには、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3、理事会を招集するときは、会議の日程、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催日の少なくとも 5 日以内までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は会長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2、理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は平等なものとする。

2、やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3、前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあたっては、その旨付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事署名人の選任に関する事項

2、議事録には、議長及びその会議で選任された議事署名人 2 名が記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 会計

(事業年度)

第 37 条 この会の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり翌年 12 月 31 日に終わる。

第 6 章 会則の変更、解散及び合併

(会則の変更)

第 38 条 この法人の会則を変更しようとするときは、総会に出席した会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第 39 条 この会は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 会員の欠亡
- (3) 合併

(合併)

第 40 条 この会が合併しようとするときは、総会において会員の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

第6章 雑則

(細則)

第41条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

- 1、この会則は、この会の成立の日から施行する。
- 2、この会の設立当初の代表者を佐藤正樹とする。